



岡崎市駐車施設条例を改正しました

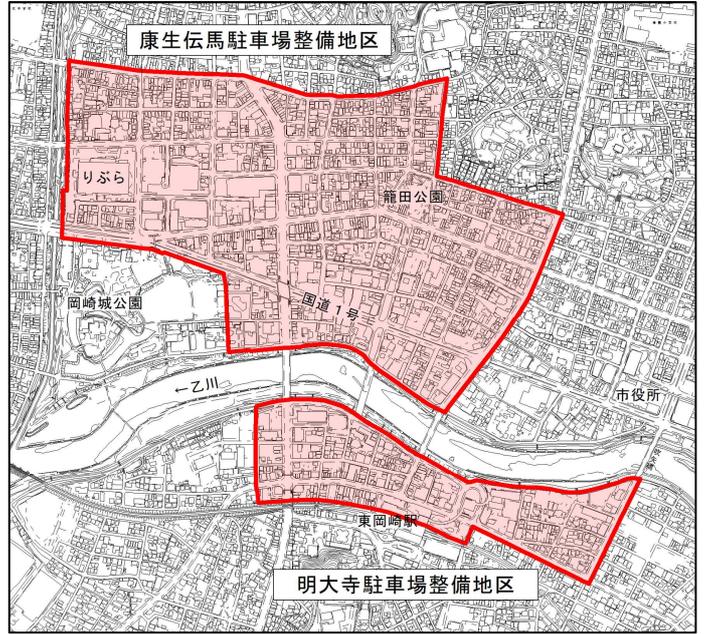


本市は、昭和46年に岡崎市駐車施設条例を施行し、駐車場整備地区内での一定規模以上の建築物の新築・増築等に対し、建築主に駐車施設の附置を義務付けてきました。

このたび、駐車場整備地区における駐車施設の需給の均衡を図ることや、中心市街地において取組が進められているウォークアブルなまちづくりとの連携を目的として、本条例を改正しました。

●条例改正 施行日
令和7年4月1日

本条例の主な改正内容は次の3点です。



駐車場整備地区 位置図

<その1：附置義務台数の基準>

ポイント

- ・附置義務駐車施設の必要台数を求める際の基準（原単位）を緩和しました。
- ・これにより、従来より附置しなければならない台数が緩和されます。

<現行制度>

全部又は一部が特定用途※の建築物	
対象	延べ床面積が2,000㎡を超える建築物
基準	300㎡増加ごとに1台ずつ加算 (2,000㎡を超える部分の面積)
全部が非特定用途※の建築物	
対象	延べ床面積が3,000㎡を超える建築物
基準	300㎡増加ごとに1台ずつ加算 (3,000㎡を超える部分の面積)

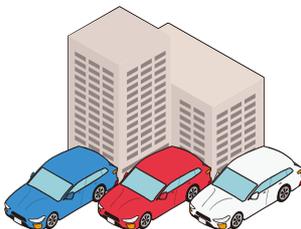
<改正後>

全部又は一部が特定用途※の建築物	
対象	延べ床面積が2,000㎡を超える建築物
基準	450㎡増加ごとに1台ずつ加算 (2,000㎡を超える部分の面積)
全部が非特定用途※の建築物	
対象	延べ床面積が3,000㎡を超える建築物
基準	450㎡増加ごとに1台ずつ加算 (3,000㎡を超える部分の面積)

※特定用途・・・劇場、百貨店、事務所等の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途のもの。
非特定用途・・・住宅、共同住宅など特定用途以外の全てのもの。

【参考図】

<現行制度>



<改正後>

・原単位の見直しにより
附置の台数を削減



余ったスペースを
別の用途で使用

<その2：駐車施設の規模（駐車マスの大きさ）>

ポイント

- ・附置義務駐車施設を整備する際の、**駐車マスの最低限の大きさ**を縮小しました。

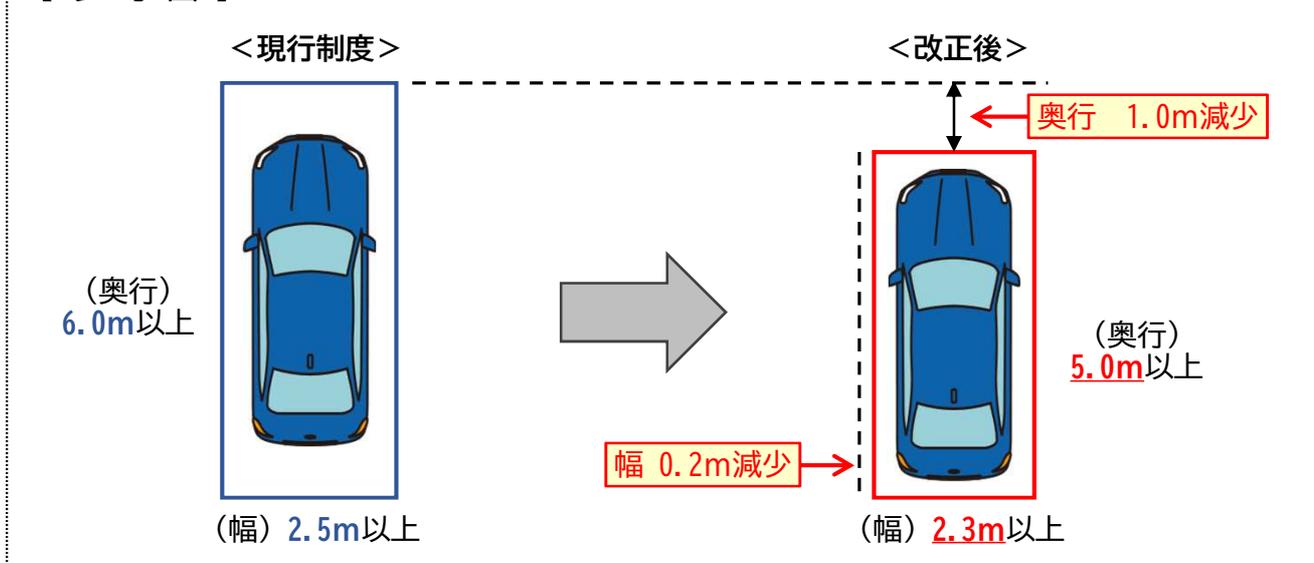
<現行制度>

駐車マス大きさ（1台あたり）	
幅	2.5m以上
奥行	6.0m以上

<改正後>

駐車マス大きさ（1台あたり）	
幅	2.3m以上
奥行	5.0m以上

【参考図】



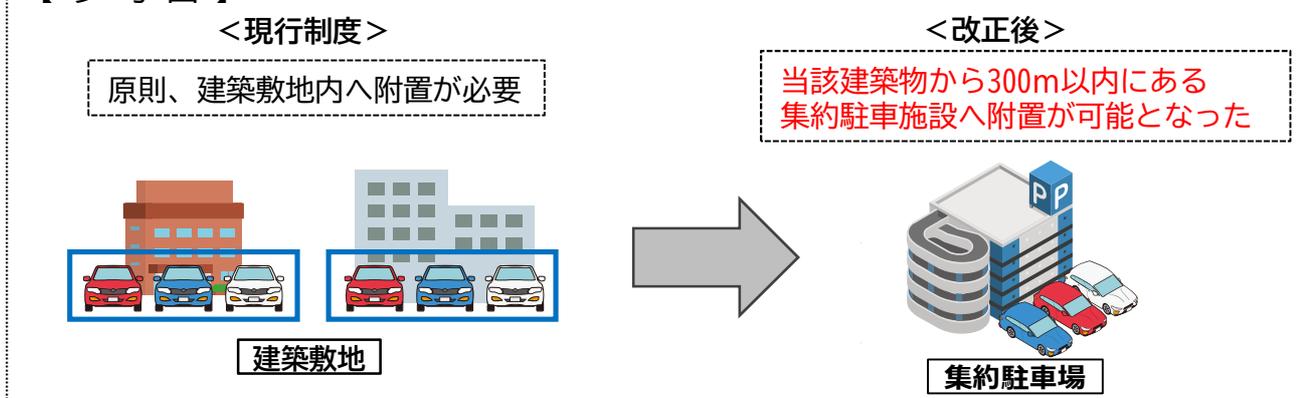
<その3：集約駐車施設への附置制度導入>

ポイント

- ・附置義務駐車施設を、**市が指定する集約駐車施設**へ附置することができるようになりました。

※集約駐車施設の指定状況は、市ホームページ上にて、随時更新していきます。
（令和7年4月1日現在では、指定されている集約駐車施設はありません。）

【参考図】



駐車場事業者のみなさまへ

集約駐車施設への附置制度の導入に伴い、既存駐車場や新設駐車場を**集約駐車施設に指定するための申出を受け付けます**。指定に係る申出方法や指定の条件等は都市計画課までご確認ください。

<お問い合わせ先>

岡崎市都市政策部都市計画課 企画調査係

TEL:0564-23-6260 E-mail:toshikei@city.okazaki.lg.jp